

ふじみ野市こどもの未来を育む条例

ふじみ野市では令和4年3月、子どもの「権利擁護」と「体力向上」を2本柱とした「ふじみ野市こどもの未来を育む条例」を制定し、同年4月に施行した。子どもの体力向上を条例の柱としたのは全国初。子ども及び子育て家庭を支援する体制を整え、「こどもにやさしいまち」を実現し、子どもにとって可能性に満ち溢れた未来を育んでいく。

1 ふじみ野市の概要

ふじみ野市は、人口約11万4000人（令和4年4月1日現在）、面積14・64㎓で埼玉県の南西部、東京都心から30㎓圏内に位置しており、平成17年10月1日に旧上福岡市と旧大井町が合併したことにより誕生しました。

かつては農村地帯でしたが、団地の建設や誘致による企業の進出を契機に、昭和30年代半ばから宅地化が進み、人口が急増しました。昭和50年代には計画的な都市基盤整備を進めるために土地区画整理事業が市内各地区でそれぞれ進められ、加えて、平成5年には東武東上線の急行停車駅であるふじみ野駅が開業したことで良好な住宅整備が進行し、人口が増加しました。また、上福岡駅西口では市街地再開発事業により商業施設や高層住宅が整備されたことで、市の玄関口としてふさわしい街並みが形成され、交通の利便性を活かした商品流通業や首都近郊農業などが盛んなまちとして発展を続けています。

2 条例制定の背景、経緯

昨今、子どもを取り巻く環境は、少子化や核家族化、共働き家庭の増加、地域のつながりや人間関係の希薄化、児童虐待、有害情報

の氾濫等、様々な要因によって日々変化しています。特に、子どもの権利に関するものとして児童虐待が深刻な状況となっており、厚生労働省の調査によると、全国の児童相談所が対応した児童虐待件数は、30年連続で増加を続け、令和2年度には過去最多の2万5029件にも及びました。当市においても児童相談の件数は年々増加しており、令和2年度の総相談件数737件のうち、約4分の1に当たる180件が虐待相談となっています。児童虐待事例に限られるものではありませんが、子どもの権利に十分配慮しなければならぬ状況が今現在も続いています。

併せて、近年、子どもにとって身近で自由な外遊びの場が減少していることにより、健康やかな成長を支えるはずの体力が低下している状況にあります。令和元年度に実施されたスポーツ庁の調査では、特に小学生男子の体力合計点が平成20年度の調査開始以降、過去最低の数値となっているなど、国全体で子どもの体力の低下が深刻な問題となっています。当市においても小学生女子を除いて体力の低下が見受けられており、決して例外ではありません。

このような状況に鑑み、当市では、子ども

ふじみ野市
こども・元気健康部
子育て支援課

がこれから成長していくに当たって直面する

「権利」及び「体力」という問題の解決に向けた取組を、より一層推進していく必要性があったことから、令和元年12月に庁内委員会を発足し、条例制定に向け、組織横断的な検討を開始しました。さらに令和2年10月には外部委員11名からなる策定委員会を設置し、条例案についての調査・審議を重ねました。また、これらの条例策定に向けた取組を推し進める中で、小学生から高校生を対象としたアンケート調査やヒアリング調査を実施し、子どもの声を最大限取り入れた上での内容精査を行いました。このような段階を経て、令和4年3月24日、子どもの「権利擁護」と「体力向上」を2本柱とした、「ふじみ野市子どもの未来を育む条例」を公布し、令和4年4月1日より施行しました。

3 条例の内容・特徴

(1) 目的と基本理念

本条例の目的は、子どもの権利をしっかりと守り、健やかな成長を支える大切な要素である体力の向上を図ることにより「こどもにやさしいまち」を実現し、子どもにとって可能性に満ち溢れた未来を育んでいくことにあります。この目的を達成するために、本条例

では、

①一人ひとりのこどもを権利の主体として尊重すること

②一人ひとりのこどもの最善の利益を第一に考慮すること

③一人ひとりのこどもに寄り添い、こどもを育てる家庭全体を支援すること

④一人ひとりのこどもの豊かな成長を促進するため、体力の向上を図ること

という四つの基本理念を規定しています。

本条例は「権利擁護」と「体力向上」を2本柱として据えています。

年齢に適した遊び及びレクリエーション活動を行う権利が保障されることにより体力の向上が期待できることを考えれば、体力の向上は子どもの権利に包含されるものと捉えるべきではありませんが、先述のとおり、当市では子どもの体力向上に係る取組をより一層推進する必要があるとの認識の下、2本柱としており、子どもの権利擁護と併せて子どもの体力向上を条例の柱とする内容としては全国初となります。また、この2本柱に加えて、子どもの権利に付随する事項のうち、子どもの意見を尊重しながら、子どもの立場に立つて、子どもにとって最も良いことは何かを考へること、また、子どもの養育及び発達に対する第一義的な責任を有する保護者が親とし

て育つため、情報提供等の支援を社会全体で支援していくことという、特に大切な事項も併せて示し、目的を実現するための指標として規定しています。

(2) 子ども及び子育て家庭を支えるための役割

基本理念のとおり、本条例の主役は子ども及び子育て家庭です。「こどもにやさしいまち」とは、子ども及び子育て家庭を総合的に支える体制が整っているまちであり、それを実現するには、市だけではなく、関わる全ての人や施設による連携・協働が不可欠であることから、本条例では、次のとおり、保護者、地域住民、育ち学ぶ施設及び事業者のそれぞれに役割を持たせ、それらの先頭に立って、市全体で取組を推進するための責務を市に課しています。

①保護者の役割

保護者の在り方は、心身の成長や人格形成等、子どもの成長に大きな影響を与え、家庭は子どもにとって育ちの基盤となる居場所となります。そのため、保護者は子どもに愛情と関心を持つとともに触れ合いを大切にし、子どもの心身のよりどころとしての家庭環境づくりを行うことが大切です。これにより、子どもは、自分が大切にされているという安心

感や自己肯定感を育んでいくことができます。

また、子どもを対象としたアンケート調査やヒアリング調査では、大人に対して「手本を見せてほしい」、「社会のルールを守るなど大人自身きちんとしてほしい」といった回答も多くあったことから、最も身近な手本として、保護者が子どもにも模範を示すことができると、保護者が子どもにも模範を示すことができるように努めていく必要があります。

②地域住民の役割

子どもは、生まれ育った地域の人々から様々な影響を受けて成長します。そのため、保護者だけではなく、地域の大人が、地域や社会のルールをしっかりと子どもに教え、大人自身がルールを守る態度を示していくことが重要です。

また、同じく子どもへの調査の結果、地域の人々による登下校時の見守りや声掛けを身近に感じていることも分かったことから、地域社会が子どもの豊かな人間性や社会性を育む場であることを改めて認識した上で、子どもと積極的に関わり、子どもの手本として温かく見守っていく必要があります。

③育ち学ぶ施設の役割

育ち学ぶ施設は、家庭と並んで子どもが一日の多くの時間を過ごす場所であり、子どもが成長するための重要な役割を担っています。そのため、施設関係者は、子どもの健や

かな成長にとって重要な役割を果たすことを認識するとともに、子どもが主体的に育ち、学ぶことができるよう必要な支援を行う必要があります。

また、育ち学ぶ施設においては、子どもと施設関係者との信頼関係が非常に重要であり、どんな小さな悩みであっても、子どもが悩んでいるときには相談に乗り、対話や声掛け等、施設関係者から積極的に行動することが求められます。

④事業者の役割

事業者は、様々な場面で子どもと関わっていることから、その事業の実施に当たっては、子どもの安全を確保していくことが求められます。

また、「ワーク・ライフ・バランス」の観点から、結婚・出産を経た女性が働き続けることができる制度や父親の育児休暇制度等を整備することや、そのような制度を活用しやすい職場づくりを推進する等、事業者においては、子育てに関する理解を深めるとともに、仕事と子育ての両立が可能な職場環境の整備を行うことが求められます。

⑤共通の役割

保護者、地域住民、育ち学ぶ施設及び事業者には、共通する役割として、互いに連携・協働して子どもにやさしいまちづくりを行う

よう努めていくことが求められます。

⑥市の責務

本条例においては、市が先頭に立って取組を推進していく立場にあります。そのために、市は、国や県、他自治体、関係機関との連携を密にし、加えて、諸役割を担う主体をまとめる総合調整役を務め、さらに市全体での取組を実現する上で必要となる周知・啓発活動を活発に行う責務があります。

4 本条例に基づいた取組

(1) 権利擁護に関する取組

児童の権利に関する条約中には、子どもの権利として「生きる権利」、「育つ権利」、「守られる権利」、そして「参加する権利」の四つが規定されています。本条例においても、これらと同じく子どもの権利として認め、それぞれを守るために様々な取組を次のとおり規定しています。

- ・子どもの主体的な活動を奨励し、支援すること
- ・子育て家庭に対して必要な支援を行うこと
- ・障がいのある子どもやひとり親家庭などの配慮を要する子どもとその家庭に対して支援を行うこと
- ・子どもの貧困問題に取り組むこと
- ・子どもへの虐待、いじめ、体罰等から子ども

もを適切かつ速やかに救済すること

- ・ 有害な環境や危険な環境から子どもを守る
こと

- ・ 子どもが安心して利用できる相談体制の充
実を図り、周知すること

(2) 体力向上に関する取組

体力は日々の生活を支える源であり、特に子どもにとっては、様々な体験や活発な毎日を送るための非常に大切な要素です。本条例においては、そのような体力の低下を防ぎ、向上させるための取組を次のとおり規定しています。

- ・ 子どもが健康な生活を営むために必要な支
援を講ずること

- ・ 自由な外遊びの重要性に鑑み、子どもに
とって自由な外遊びの場を確保すること

- ・ 自由な外遊びの場を確保するための仕組み
づくりを進めること

- ・ 子どもが安全に安心して遊ぶことができる
ように見守ること

これらの「権利擁護」と「体力向上」を図る取組について、市、保護者、地域住民、育ち学ぶ施設の関係者及び事業者それぞれが重要性を理解し、お互いに連携・協働しながら推進していくことで、「こどもにやさしいまち」を実現していきます。

5 今後の課題・展望

本条例は、何か特定の施策や事業の詳細な計画を規定するものではなく、子どものための取組を推進していくための指標としての役割を果たすものです。次の段階として、今後は、建設的な取組を立案・実行するための議論を交わす必要がありますが、そのためには、市全体に本条例を広く周知・啓発し、その解を関係する全ての人々が思索した上で各々の意見を醸成することが前提となります。そのための一歩として、令和4年7月30日(土)には、ふじみ野ステラ・イーストにて、「ふじみ野市こどもの未来を大きくむシンポジウム2022」を開催し、本条例を理解するための基盤として、子どもの権利とは何か、子どもの未来を育む取組とは何かを考える機会を設けました。

今後も市の責務を果たしつつ、関係各者との連携を図りながら、目に見える形で「こどもにやさしいまち」を実現し、子どもの未来を育むことを目指していきます。



ふじみ野市PR大使
『ふじみん』